令和６年度介護報酬改定に伴う山武市基準規則の改正について

（地域密着型サービス）

介護保険制度のもとで実施する各種サービスは、厚生労働省令で定める基準に基づいて山武市が条例及び規則を制定し、当該条例と規則において運用しています。今般、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和６年厚生労働省令第 16号）が、令和６年４月１日より改正施行されたことに伴い、以下の山武市基準規則の一部改正を行い、令和６年４月１日に施行となりました。

1. 改正規則
	1. 山武市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則（平成29年４月１日規則第 23号。以下「地域密着型基準規則」という。）
	2. 山武市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成 25 年 4月１日規則第 17号。以下「地域密着型介護予防基準規則」という。）

※市規則は、市ホームページの山武市例規集から閲覧できます。

1. 主な改正内容（本市にないサービスは割愛しています）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項番  | 項目  | 対象サービス  | 改正の内容  |
| １         | 管理者の兼務範囲の明確化        | 全地域密着型サービス、 全地域密着型介護予防サービス  （介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護  | 管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理上支障がない場合は、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えないこととする。 ●地域密着型基準規則第５条、第45条、第58条、第78条、第 94条、第106条、第132条、第151条、第 207条、（管理者） ○地域密着型介護予防基準規則第４条、第８条、第42条、第 68条（管理者） 管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。 ●地域密着型基準規則第106条、第 207条（管理者） ○地域密着型介護予防基準規則第 42条（管理者）  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２ | 身体的拘束等の適正化の推進  | （介護予防）小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅介護  | 多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付ける。その際、１年間の経過措置期間を設けることとする。 ●地域密着型基準規則第115 条（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）、第212条（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） ○地域密着型介護予防基準規則第 50条（身体的拘束等の禁止）  |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、 地域密着型通所介護、 （介護予防）認知症対応型通所介護  | 通所系サービスについて、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。 ●地域密着型基準規則第22条（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針）、第40 条（記録の整備）、第63条（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）、第73条（記録の整備）、第84条（指定療養通所介護の具体的取扱方針）、第91条（記録の整備）、第114条（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）、第 129条（記録の整備） ○地域密着型介護予防基準規則第38条（記録の整備）、第40条（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）  |
| ３  | 「書面掲示」規制の見直し  | 全地域密着型サービス、 全地域密着型介護予防サービス    | 重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載することを義務付ける。その際、１年の経過措置を設けることとする。 ●地域密着型基準規則第 32条（掲示） ○地域密着型介護予防基準規則第 30条（掲示）  |
| ４ | 介護現場の生産性の向上  | （介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  |  事業者は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、３年間の経過措置期間を設けることとする。 ●地域密着型基準規則第130条、第 149条、第 168条、第195条、第205条、第217条（準用） ○地域密着型介護予防基準規則第 62条、第82条（準用）  |
| ５ | 協力医療機関との連携体制の構築  | （介護予防）認知症対応型共同生活介護  | 1. 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす医療機関を定めるように努めることとする。

ⅰ 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ⅱ 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。 1. １年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市に提出しなければならないこととする。
2. 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。

●地域密着型基準規則第146条（協力医療機関等） ○地域密着型介護予防基準規則第 79条（協力医療機関等）  |
| ６ | 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携 | （介護予防）認知症対応型共同生活介護 | 事業者は、第二種協定指定医療機関（※1）との間で、新興感染症（※2）の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。 また、協力医療機関が第二種指定協定医療機関である場合においては、当該第二種指定協定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。 ●地域密着型基準規則第 146条（協力医療機関等） ○地域密着型介護予防基準規則第 79条（協力医療機関等）  ※1 感染症法に基づく医療措置協定を締結した医療機関のうち，病床の確保に対応する医療機関を「第一種協定指定医療機関」、発熱外来又は自宅療養者等の対応を行う医療機関を「第二種協定指定医療機関」と呼び、それぞれ都道府県知事による指定を受けることとなる。 ※2 新型コロナウイルス感染症など新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。 |
| ７  | 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 緊急時等における対応方法について、配置する医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、１年に１回以上見直しを行うこととする。 ●地域密着型基準規則第190条（協力医療機関等） |
| ８ | ユニットケアの質の向上のための体制の確保 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。 ●地域密着型基準規則第187条（勤務体制の確保等） |
| ９  | 協力医療機関との連携体制の構築  | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  | 1. 以下の要件を満たす協力医療機関（ⅲの要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。その際、３年の経過措置期間を設けることとする。

ⅰ 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ⅱ 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ⅲ 入所者の病状が急変した場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診察を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 1. １年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市に提出しなければならないこととする。

ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。●地域密着型基準規則第190条（協力医療機関等） |
| 10 | 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。 また、協力医療機関が第二種指定協定医療機関である場合においては、当該第二種指定協定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。 ●地域密着型基準規則第190 条（協力医療機関等） |
| 11  | サービス内容の明確化 | 看護小規模多機能型居宅介護 | 看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービスが含まれる旨を明確化する。 ●地域密着型基準規則第212 条（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） |

1. 令和５年度末で経過措置期間が終了する令和３年度報酬改定における改正事項について

 令和３年度介護報酬改定において、下記の改定事項については、３年間の経過措置を経て、令和６年４月１日より義務づけられました。市内指定地域密着型サービス事業所におきましては、改めてご確認いただき適切な事業運営の実施に努めていただきますようお願いいたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項番  | 項目  | 改正の内容  | 備考  |
| １  | 感染症対策の強化  | 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に対して周知するとともに、指針を整備すること。また、研修及び訓練を定期的に実施すること。  |   |
| ２  | 業務継続に向けた取組の強化  |  感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定した上で、従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。 | 計画未策定の場合、介護報酬の減算（令和６年度末まで、感染症等の指針及び消防計画等が策定されいる場合は、減算しない） |
| ３  | 高齢者虐待防止の推進  | 虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に対して周知を行うとともに、必要な指針を整備し、研修を定期的に実施すること。また、これらを適切に実施するための担当者を置くこと。 | 虐待防止措置未実施の場合、介護報酬の減算 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ４  | 認知症介護基礎研修の受講  | 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。  |   |